

両立支援行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日

目標 1：男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境整備に努める。

対策 社内研修等にて男性の育休推奨、パンフレット
(平成 30 年 10 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日)

目標 2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付

対策 管理職や担当職員に諸制度について研修し制度を周知させる。
(平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日)

目標 3：労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

対策 全職員に社内報や定期的な研修時に周知させる
(平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日)

目標 4：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

対策 ホームページ上にて随時募集の掲示等
(平成 30 年 10 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日)

目標 5：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

対策 年次有給休暇取得日に基準日を設ける
有給残 5 日以上の職員に計画的付与の実施
(平成 30 年 10 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日)